

件名	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	
改正対象	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第11号）
根拠法令等	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）
<p>制定（改正）理由</p> <p>●内閣府令第7号で「特定地域・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に特例規定を加える改正があったため、所要の改正を行う。 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）を受けて改正した松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第10号）と整合させるための改正となっている。</p>	
<p>制定（改正）の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加（第42条第2項・第3項）</li> <li>・卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和（第42条第4項・第5項）</li> <li>・満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除（第42条第8項）</li> <li>・連携施設の確保に関する経過措置を5年から10年に延長（附則第5条）</li> <li>・その他条項のずれに伴う所要の改正</li> </ul>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	